

水循環施策の推進

流域水循環計画

水循環アドバイザー制度

(1) 水循環施策を巡る最近の動き 【情報提供】

- 水循環基本法（平成26年法律第16号）に基づく、水循環政策本部会合を令和6年4月2日に実施。
- 本部長である岸田総理の他、斉藤国土交通大臣らが参加し、平成27年以来の対面開催。
- 本部会合では、事務局から「新たな水循環施策の方向性について」説明。
- 総理から、次の3点の取組を通じて、「流域治水」から、流域単位での水力発電の増強などのカーボンニュートラルの視点も含めた「流域総合水管理」に進化させることと、今夏を目途に、「水循環基本計画」を改定するとともに、関係政策の工程表の策定を指示。

3点に重点を置いた水循環施策の見直し

第1 流域全体として最適で持続可能な上下水道事業へ再構築

令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用しつつ、上下水道一体でのPFI/PPPを推進し、業務効率化を進める。

第2 水インフラの耐震化と災害時の代替性・多重性の確保

今般の能登半島地震の教訓を踏まえ、全国の水インフラの耐震化状況を再確認するとともに、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築、地下水等の代替水源の有効活用など、持続可能で、災害に強い水インフラ整備を進める。

第3 水力エネルギーの最大限の活用

水需要の変化を踏まえ、全国の各種ダム等の既存インフラをフル活用し、流域の関係者の連携による最適な水力管理を徹底し、官民連携による水力発電の最大化を実現。また、こうした議論をエネルギー基本計画の見直しにおいても進める。



指示をされる岸田総理
（総理官邸HPより）

（参考）国土交通大臣発言

本部会合では以下の取組に関して発言された。

- ・4月1日から水道整備・管理行政を担う中で、上下水道一体での官民連携、広域化、DXの導入等の積極的な推進による経営基盤の一層の強化
- ・令和6年能登半島地震を踏まえ、災害に強い「水インフラ」の実現、災害時における地下水の更なる活用の検討
- ・「流域治水」から、流域単位での水力エネルギーの増強も含めたカーボンニュートラルの推進に取り組むなど、「流域総合水管理」に進化させること

(2) 流域水循環計画の策定状況 【情報提供】

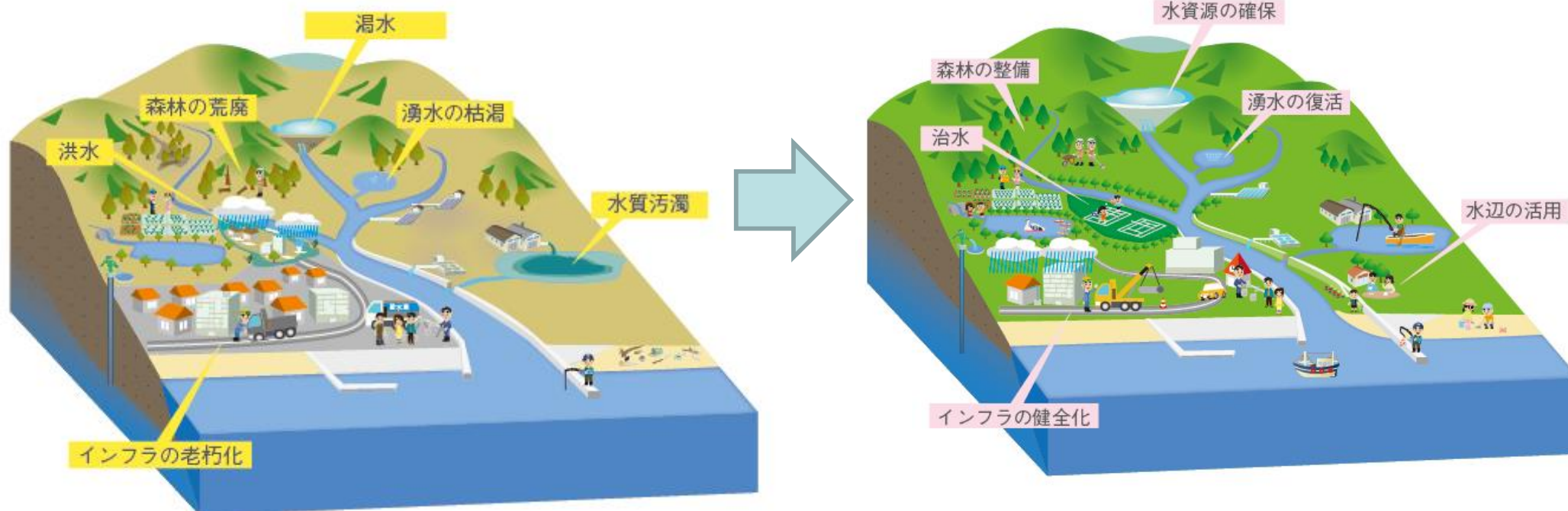
○流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、

- ・ 森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、
- ・ 人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ又は改善するため、
- ・ 流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民などの様々な主体がそれぞれ連携して活動することと考え、

本計画において、これを「流域マネジメント」と呼ぶこととする。

(水循環基本計画 総論5)

流域における健全な水循環への取組イメージ



流域マネジメントのメリット

▶ 流域マネジメントに取り組んだことによる成果について、若い世代の参加や企業に対する評価向上を追加し、「健全な水循環の維持・回復の推進」と「流域マネジメントによる効果」に分類し、拡充。

1 共通の認識を持つことにより、取組みが推進しやすい環境が生まれる

くまもと地下水財団会員数の推移
(くまもと地下水財団HPを元に作成)



2 地域に合った解決策を効率的に実行できる



白川中流域で涵養された地下水の流れのイメージ図。

3 活動資金の確保に有利となる

活動資金の財源

資金の種類	行政		民間	
	資金確保	資金使用	資金確保	資金使用
一般会計	○	○	-	-
地方公共団体による法定外目的税	○	○	-	-
水道事業会計	○	○	-	-
条例等による協力金	○	○	-	-
行政予算(含基金等)からの補助金・交付金	○	○	-	○
ネーミングライツ	○	○	-	-
民間事業者・公益財団等による助成金	-	-	-	○
関係者からの寄付	○	○	○	○
募金活動	○	○	○	○
ふるさと納税	○	○	-	-
クラウドファンディング	○	○	○	○
会費	○	○	○	○
地域特産品の販売	○	○	○	○
投資(グリーンボンド・ESG投資・PPS/SIB)	△	△	○	○
融資(グリーンローン)	○	○	○	○

4 地域の発展・生活の安定向上につながる



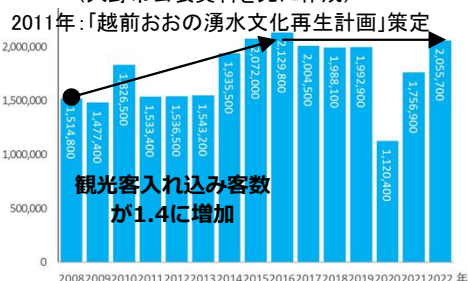
枯渇した本願清水(昭和53年頃、大野市提供)

湧水が再生された本願清水(現在、大野市提供)



5 地域ブランド力が向上する

大野市の観光客入れ込み客数の推移
(大野市公表資料を元に作成)



6 地域活動への若い世代の参加

流域マネジメントの取組事例(仁淀川)



7 住民の地域への愛着、誇りの醸成

名水復活記念式典(秦野市提供)



8 企業に対する評価向上

企業による森作り活動



流域マネジメントの進め方

- 「流域水循環協議会」を設置
- 「流域水循環計画」を策定
- 計画に基づき、水循環に関する施策を推進

■「流域水循環協議会」を設置



流域の関係者による協議会を設置

メンバー例

- ・地方公共団体
- ・国の地方支分部局
- ・有識者
- ・利害関係者

■「流域水循環計画」を策定



以下の項目を設定

- ①現在及び将来の課題
- ②理念や将来目指す姿
- ③健全な水循環の維持、回復に関する目標
- ④目標を達成するために実施する施策
- ⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標



健全な水循環の維持又は回復に取り組む各地域の計画を国としてとりまとめ、平成28年度の第一弾17計画公表を皮切りに、令和6年3月現在、全国で**78計画**を確認・公表。

令和5年度 公表（3月）

9計画

提出機関	計画名
茨城県	第4次茨城県環境基本計画の一部
稲敷市	稲敷市環境基本計画の一部
川崎市	川崎市新多摩川プラン
松阪市	第2次松阪市環境基本計画の一部
東広島市	第2次東広島市環境基本計画の一部
土佐町	土佐町 第2期SDGs未来都市計画
日田市	第3次日田市環境基本計画の一部
杵築市	第2次杵築市環境基本計画の一部
長野県	第7次長野県水環境保全総合計画 改定

令和5年度 公表（9月）

2計画

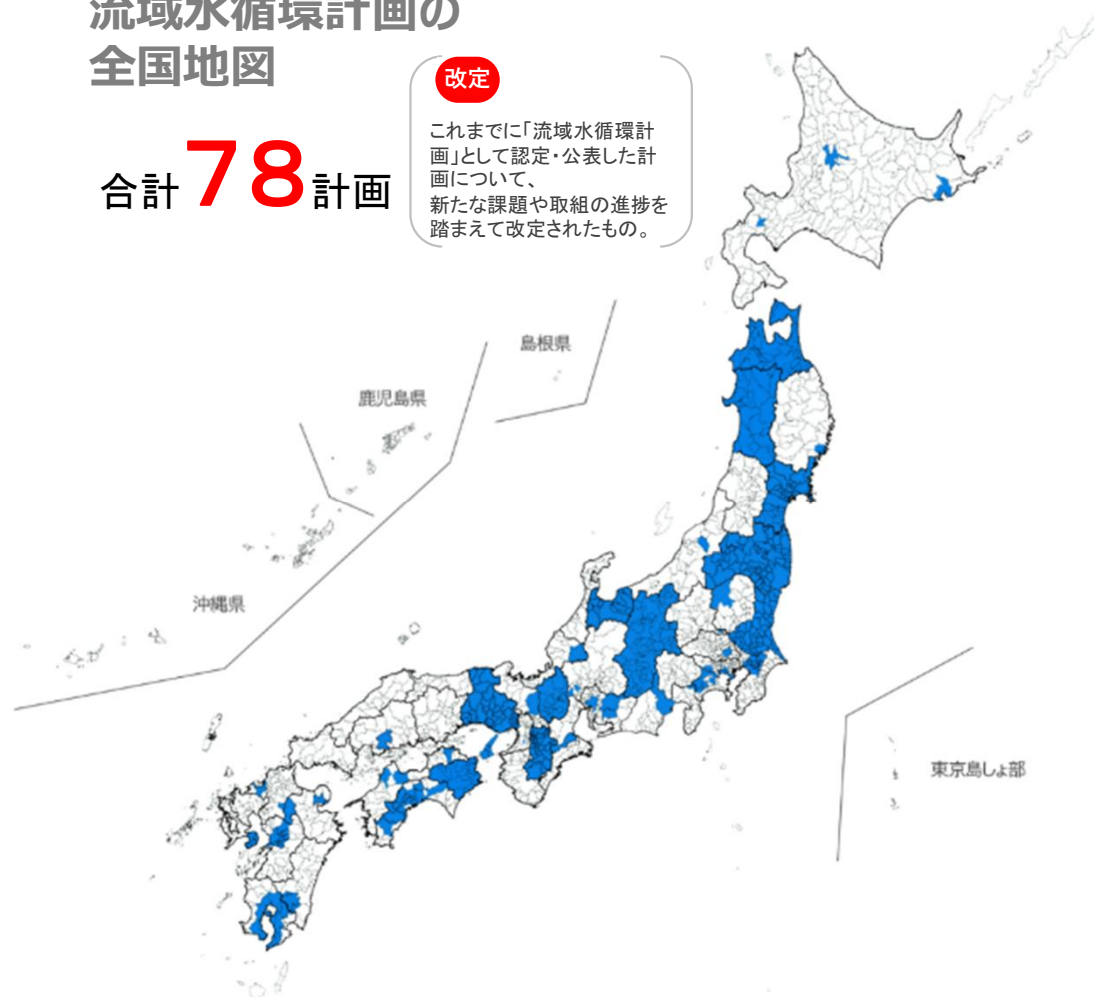
提出機関	計画名
大阪狭山市	大阪狭山市水循環計画
千葉市	千葉市水環境・生物多様性保全計画 改定

流域水循環計画の 全国地図

合計 **78** 計画

改定

これまでに「流域水循環計画」として認定・公表した計画について、新たな課題や取組の進捗を踏まえて改定されたもの。



【流域水循環計画に該当するかの確認の際の考え方】

水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当するかの確認作業においては、情報提供された計画が以下に該当するかを確認。

①「水循環に関する計画」に該当する計画であるか

計画策定の背景や目標において、具体的に「水循環」の計画である整理がなされている計画と考えています。

② 提示しているチェックシートに照らして、9つ全てのチェック項目に該当しているかどうか、記述内容に齟齬が無いか、内容が妥当か

チェック1（公的機関の計画策定への関与）	チェック6（地域住民等の意見の反映）
チェック2（流域の課題設定）	チェック7（流域の特性や既存の他の計画等との関係）
チェック3（流域の目標設定）	チェック8（計画を評価するプロセスの有無）
チェック4（目標を達成するための施策設定）	チェック9（計画の進捗状況を表す指標）
チェック5（情報提供時点における課題・目標・実施する施策の適切性）	

チェックシートの9項目

□ チェック1(公的機関の計画策定への関与)

計画等の策定に際して、公的機関が中心となって、各構成主体(計画等の目的や対象範囲に応じて構成された事業者、団体、住民等)と連携しつつ策定している。

□ チェック2(流域の課題設定)

「現在・将来の課題」または同趣旨の内容が記述されている。

□ チェック3(流域の目標設定)

「理念や将来目指すべき姿」、「健全な水循環の維持又は回復に関する目標」又は同趣旨の内容が記述されている。

□ チェック4(目標を達成するための施策設定)

「目標を達成するために実施する施策」又は同趣旨の内容が記述されている。

□ チェック5(情報提供時点における課題・目標・実施する施策の適切性)

計画等に記載されている課題、目標又は実施する施策などが、情報提供時点においても当該流域における課題、目標又は実施する施策として適合している。

□ チェック6(地域住民等の意見の反映)

計画等の策定に当たって、地域住民等の意見が反映されるよう、住民代表の計画策定への参画、住民からの意見募集、アンケートの実施、シンポジウムの開催等の地域の実情に応じた必要な措置が講じられている。

□ チェック7(流域の特性や既存の他の計画等との関係)

流域の特性、既存の他の計画及び関係法令等を十分に踏まえつつ計画等を策定している。

□ チェック8(計画を評価するプロセスの有無)

計画の進捗などについて適切な時期に評価を行うプロセスが組み込まれている。又は、今後、評価プロセスを組み込むことを予定としている。(なお、評価時期を組み込む予定としている場合は、以下に組み込む予定時期を記入してください。)

□ チェック9(計画の進捗状況を表す指標)

「健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標」が記述されている。又は、今後、地域の実情などに応じて段階的に設定することを予定している。(なお、今後、指標を段階的に設定することを予定している場合は、以下に指標設定に関する検討プロセスを記入してください。)

- 近年の流域水循環計画には、流域での連携や総合的な取組が十分でない計画もみられる。
- 水循環は、上流域から下流域、地表水から地下水など広がりをもっており、流域での連携が重要であるため、例えば、湖沼を含む流域の市町村や地下水盆を共有する市町村が連携して流域水循環計画を作成することが重要。
- また、水循環が広がりをもし、上流域の事象が下流域に影響を及ぼすため、流域として、地域の水循環の課題と将来像等を共有し、総合的かつ一体的に管理することが重要。

流域での連携について

- 湖沼の水質等を主要な課題に置く地域では、県のほか、湖沼に係る流域の市町村等が連携し、計画を作成し、流域マネジメントに取り組んでいる。
- 地下水の保全を主要な課題に置く地域では、地下水盆を共有する12市町村が連携して、計画を作成し、流域マネジメントに取り組んでいる。
- 複数市町村での計画作成が困難な場合には、周辺市町村との連携方針等を記載することも考えられる。

印旛沼流域での連携事例

平成13年10月、印旛沼・流域が抱える水質などの課題を解決するため、印旛沼・流域の関係者(住民・市民団体、専門家、関係機関、行政等)で構成される「印旛沼流域水循環健全化会議」を設立。その後、2030年度を目標年次とした「印旛沼流域水循環健全化計画」を2010年1月に策定。その後、目標期限を約5年ごとに区切った「行動計画」を策定。現在でも、多くの関係者のもと、様々な活動が継続して行われている。



佐久地域での連携事例

佐久地域では、地下水盆を共有する12市町村で「佐久地域流域水循環協議会」を設立し、流域水循環計画を作成。



その他連携事例

- 八王子市では、浅川流域となる日野市との、川での取組(交流事業等)、森林での取組(啓発活動等)、まちでの取組(浸透施設整備)で連携することを計画内に明記。
- 水源のまち土佐町では、利水域となる本山町、高松市と連携し、水源の保全・涵養、山林の活用等を実現する中間支援組織等の構築を計画内に明記。

総合的かつ一体的な流域マネジメントについて

- あらゆる関係者の連携・協力の下、地域の水循環の課題と将来像及びこれらの解決や実現に向けた基本的方向や方策を共有し、流域に係る水循環について流域として総合的かつ一体的にマネジメントを行うことが重要
- 水循環基本法に基づく、水循環基本計画では、水循環に係る施策を以下の通り記載しており、流域水循環計画内で広く網羅されることが望ましい。
- これらの施策を流域水循環計画内で網羅することが困難な場合には、関連計画を明記することも考えられる。

水循環に係る施策

- | | |
|------------------|------------------|
| ・ 地下水の適正な保全及び利用 | ・ 地球温暖化への対応 |
| ・ 貯留・涵養機能の維持及び向上 | ・ 危機的な渇水への対応 |
| ・ 教育の推進等 | ・ 災害への対応 |
| ・ 水循環に関わる人材の育成 | ・ 水環境 |
| ・ 安全で良質な水の確保 | ・ 水循環と生態系 |
| ・ 水インフラの維持管理・更新等 | ・ 水辺空間の保全、再生及び創出 |
| ・ 水の効率的な利用と有効利用 | ・ 水文化の継承、再生及び創出 |

※上記は、水循環基本計画の施策のうち、国が取り組む施策等を除いたもの等

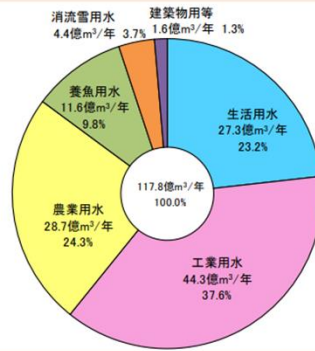
- 令和6年度以降は、これまでの幅広い策定推進に加え、ターゲットを絞って策定を推進。
- ターゲットは地方公共団体や地域住民の理解・関心が高く、課題が顕在化した際に多くの地域住民の生活に直結する等から、「上水を地下水に依存している市町村」に設定。
- ターゲットに対しては、地方公共団体の職員を対象とする「地下水マネジメント研究会」で地下水保全の必要性や重要性を発信しつつ、事務局より個別に流域水循環計画策定を働きかけ等を行い、計画策定を推進。
- 地方公共団体への地下水に係る支援体制充実のため、地下水に係る有識者3名を水循環アドバイザーに追加。

表 3-1-2
地域別の都市用水の水源別取水量（2020 年）

（単位：億m³/年）

	河川水		地下水		合計
北海道	13.0	92.1%	1.1	7.9%	14.1
東北	20.1	80.4%	4.9	19.6%	25.1
関東	54.6	79.5%	14.1	20.5%	68.8
関東内陸	9.9	57.3%	7.4	42.7%	17.3
関東臨海	44.7	86.9%	6.7	13.1%	51.5
東海	25.2	58.6%	17.8	41.4%	43.0
北陸	4.2	39.8%	6.4	60.2%	10.6
近畿	28.5	81.2%	6.6	18.8%	35.1
近畿内陸	6.5	69.7%	2.8	30.3%	9.4
近畿臨海	22.0	85.4%	3.8	14.6%	25.8
中国	19.2	73.6%	6.9	26.4%	26.0
山陰	2.1	40.2%	3.2	59.8%	5.3
山陽	17.0	82.2%	3.7	17.8%	20.7
四国	7.9	68.3%	3.7	31.7%	11.6
九州	18.8	72.1%	7.3	27.9%	26.0
北九州	12.4	75.7%	4.0	24.3%	16.4
南九州	6.4	52.9%	5.7	47.1%	12.0
沖縄	2.1	80.5%	0.5	19.5%	2.6
全国	193.6	73.0%	71.6	27.0%	265.2

※上水の全てを地下水に依存している市町村は約200団体（国土省水資源計画課調べ）



- （注）1. 生活用水及び工業用水（2020 年の使用量）は国土交通省水資源部調べによる推計
 2. 農業用水は、農林水産省「第 5 回農業用地下水利用実態調査（2008 年度調査）」による。
 3. 養魚用水及び消流雪用水（2021 年度の使用量）は国土交通省水資源部調べによる推計
 4. 建築物用等は環境省調査によるもので、条例等による届出等により 2021 年度の地下水使用量の報告があった地方公共団体（19 都道府県）の利用量を合計したものである。（一部 2020 年データを含む）

図 3-1-10 地下水使用の用途別割合

既存の取組

- ・都道府県会議で流域水循環計画の策定を推進
- ・研修会で流域水循環計画の策定を推進
- ・事務連絡文、流域水循環計画策定に係る情報提供依頼等を実施

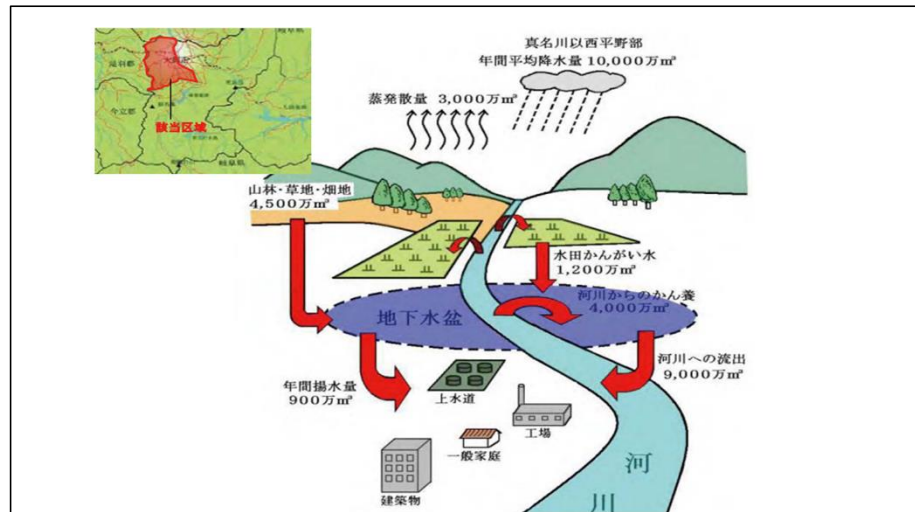


R6からの新たな取り組み（ターゲット）

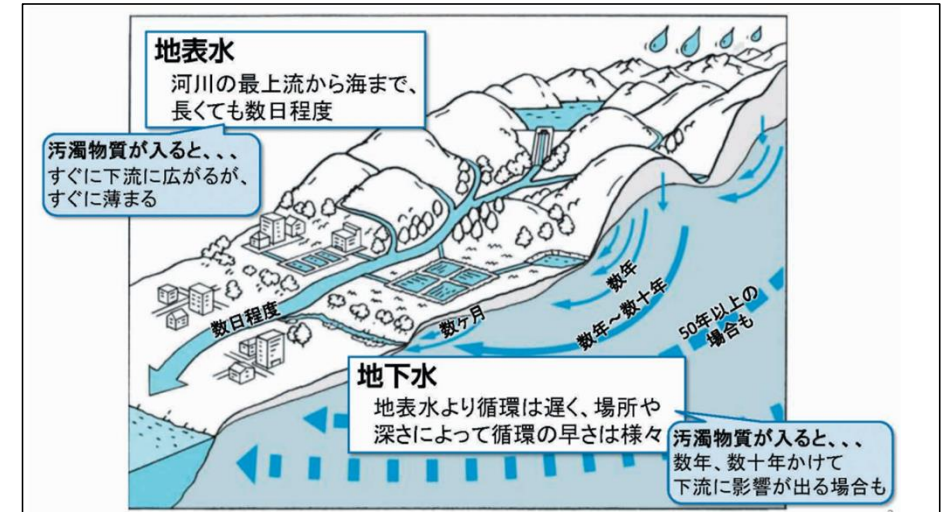
- ・地下水マネジメント研究会等での流域水循環計画の策定推進
- ・ターゲットとなる市町村への個別説明会
- ・計画策定の意向がある地方公共団体と水循環事務局との継続的な連携等の実施（※今後、自治体と調整。事務局としても計画策定に係るメリット把握に務める）
- ・水循環アドバイザー制度への地下水有識者の追加

を実施

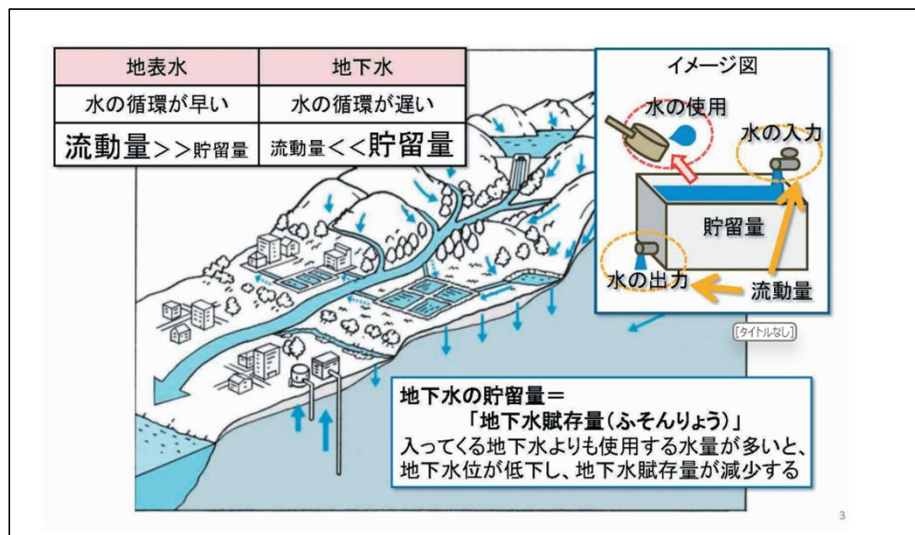
- 森林、水田、河川等からの地下水涵養により、地域の地下水は維持。
- 地下水涵養量を地下水利用量が超える場合には、地下水位が低下し、地下水障害を起こす可能
- 地下水は地表水と異なり、「水の循環」が遅いため、影響が出るまでに長期間を要することもあり、関係者が協力し、流域マネジメントに取り組むことが重要。



地下水収支の概要評価の例(出典:大野市地下水保全管理計画、大野市、2005)



循環の早さの比較



流動量(循環量・水収支量)と貯水量(賦存量)

地下水障害	現象の一般的な特徴
①井戸枯れ	過剰揚水や掘削工事等の人為的要因により地下水位が低下し、井戸内に流入する地下水が少なくなり、井戸が干上がる現象。
②地盤沈下	粘土層が近接する帯水層からの過剰揚水により、粘土層中の間隙水が流出し、粘土層が圧密収縮した結果として地表面が沈下する現象。
③塩水化	沿岸部において過剰揚水により塩水が帯水層中を遡上し、地下水に海水が混入し、地下水の塩濃度が飲用に農業用に適さないほど高くなる現象。
④地下水汚染	人の健康に有害な物質が地中を移動して帯水層に達し、地下水が汚染された状態。工業排水や生活排水、農地等を通じて浸透した化学物質等の人の活動による場合と、砒素など自然由来による場合がある。
⑤湧水消失・湧出量減少	雨水浸透面の減少による涵養量の変化、過剰揚水、地震災害等の自然的要因などによって周辺環境が変化し、湧出量が減ったり消失する現象。

地下水障害について

- 水循環基本法に基づく流域水循環計画は単独で作成することが望ましいが、他の法律に基づく計画の一部に流域水循環計画としての必要事項を記載し、流域水循環計画として公表する事例もある。
- これらの水循環基本法とは異なる法律等に基づく計画については、地域住民等から見て、計画内のどの施策が「流域水循環計画」に該当するか把握しにくい計画が多い。
- 計画内の関連法令に「水循環基本法」を明記し、「流域水循環計画」に該当する施策を明記することは、地域住民等を含む関係者への水循環への理解醸成や、施策の円滑な推進等の観点からも重要。
- どの施策が「流域水循環計画」に該当するか明記する方法としては、①該当箇所を整理した参考資料をHP等に公表、②計画内の施策体系図に流域水循環計画の該当箇所を明記、などの手法が考えられる。

参考資料

例1(参考資料のHP公表)

●●計画のうち「流域水循環計画」に該当する施策について

●●計画のうち、水循環基本計画に基づく流域水循環計画に該当する施策は以下の通り。これらの施策の総合的かつ一体的な推進により、流域での健全な水循環の維持・回復に取り組むこととする。

施策① 貯留・涵養機能の維持及び向上

施策② 水の適正かつ有効な利用の促進

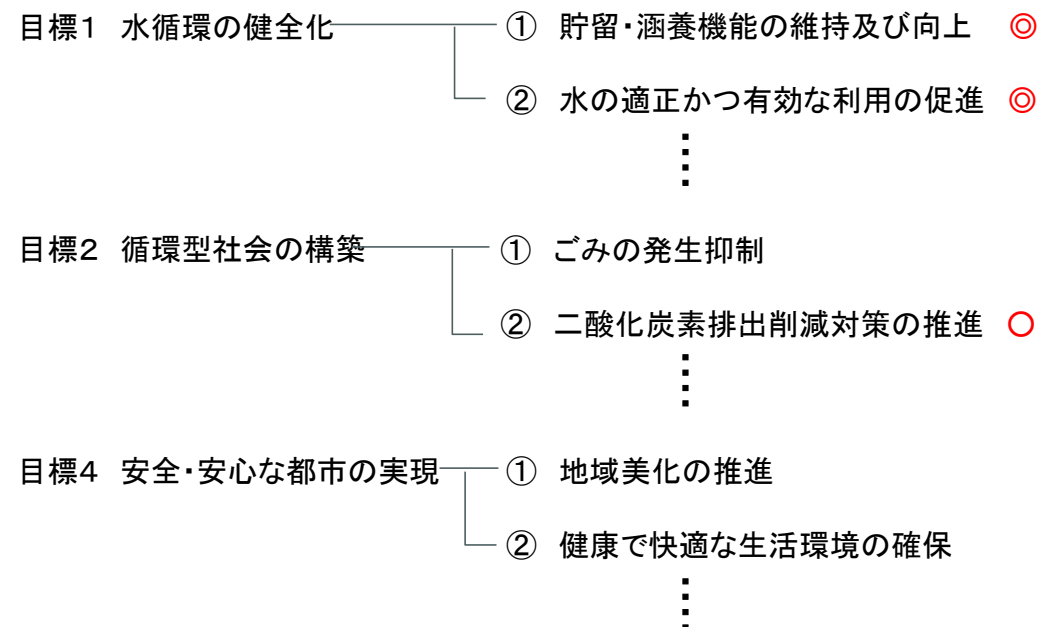
施策③ 農林地・里地里山等の保全と再生

・
・
・

その他、〇〇計画の〇章についても、流域水循環計画に該当する施策となる

●●基本計画の施策体系図

例2(計画内の施策体系図で整理)



※本計画のうち、◎は流域水循環基本計画に該当する施策、○は一部が該当する施策

(3) 流域マネジメントに係る国の支援策 【情報提供】

1. 水循環アドバイザー制度

流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等を対象に、流域水循環計画の策定・実施に必要な技術的な助言・提言を行う「水循環アドバイザー制度」による支援を実施。

支援の流れ

内閣官房 水循環政策本部 事務局

- 申請書の内容を審査し、支援の決定を通知。
- 申請を踏まえ、必要に応じて、申請団体及び候補者と調整を行った上で、申請団体に候補者を提示。

水循環アドバイザーを
決定

地方公共団体等から
支援を申請

水循環アドバイザー

- 流域マネジメントに関して一定の知識を有する有識者や地方公共団体の職員等



現地派遣やオンライン会議による助言・
提言、情報提供等

※現地派遣は最大3日以内、
オンライン会議は最大10時間以内

地方公共団体等

(流域水循環協議会及び
その構成員を含む)

- ・解決困難な課題が発生
- ・知見や助言が必要 等

- ・流域水循環協議会の設立、運営
- ・関係者間の合意形成
- ・課題や目標の設定
- ・地域や住民の関わり方
- ・専門的な知見や経験 等

- 課題の解決、知見の習得等により、流域マネジメントの取組の更なる展開と質の向上に貢献。



水循環アドバイザーには、地方公共団体等のニーズや課題に応じた技術的支援を目指し、多様な分野の有識者を登録しており、学識者から地方公共団体の職員まで様々。

また、支援内容についても、会議への出席、シンポジウムの開催、課題を抱える部署への助言など、地方公共団体等の要望に応じた内容で実施。

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| ・ 計画策定 | ・ 貯留・涵養 | ・ 地球温暖化 |
| ・ 水質改善 | ・ 水環境 | ・ 普及啓発・広報 |
| ・ 水利用 | ・ 防災・減災 | ・ 国際連携 |
| ・ 湧水保全 | ・ 農地・農業 | ・ 教育・人材育成 |
| ・ 地下水 | ・ 生態系 | ・ 民間の取組 |
| ・ 水インフラ | ・ 水辺空間 | ・ 地域行政 |
| ・ 地域振興 | ・ 水文化 | ・ 広域連携 |

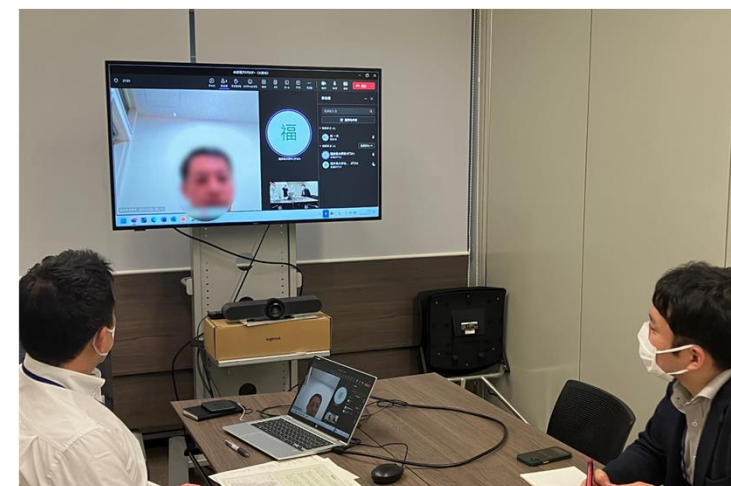
登録されているアドバイザーの分野



関係者への勉強・講演会



課題を抱える部署への助言



オンラインでの助言

北海道ニセコ町

1. 形 式: オンライン会議
2. 内 容: ・地下水観測に関して
・地下水の普及啓発活動に関して
3. 実施日: 令和6年2月16日
4. 水循環アドバイザー: 福井県大野市 暮らし環境部 環境・水循環課
谷口 英幸 氏

福井県大野市

1. 形 式: 会議
2. 内 容: ・水に関する学習施設の普及啓発・維持に関して
3. 実施日: 令和6年2月9日
4. 水循環アドバイザー: 東京学芸大学環境教育研究センター
教授 吉富 友恭 氏

長野県安曇野市

1. 形 式: オンライン会議
2. 内 容: ・市水環境基本計画策定に向けた、市民・企業等の取り組み活動等
3. 実施日: 令和6年3月14日
4. 水循環アドバイザー: 神奈川県秦野市 環境産業部 環境共生課
谷 芳生 氏

滋賀県東近江市

1. 形 式: 現地派遣、会議
2. 内 容: ・地下水に関する課題の共有
・地下水に関心を向ける企業と行政の連携
3. 実施日: 令和6年2月6、7日
4. 水循環アドバイザー: 筑波大学 生命環境系
教授 辻村 真貴 氏

愛媛県松山市

1. 形 式: 現地派遣、会議
2. 内 容: ・水資源賦存量調査手法について
・水資源の確保に関して
3. 実施日: 令和5年11月29、30日、令和6年2月9日
4. 水循環アドバイザー: 筑波大学 生命環境系
教授 辻村 真貴 氏

高知県香南市

1. 形 式: オンライン会議
2. 内 容: ・地下水観測に着手するにあたっての流域事項に関して
・地下水涵養対策
3. 実施日: 令和6年1月29日
4. 水循環アドバイザー: 愛媛県西条市 環境部環境政策課
東元 道明 氏

2. 令和6年度からの重点的な取組について

- 令和6年度以降の水循環アドバイザー制度では、以下のような重点的な取組を行い、流域水循環計画の作成等にあたって、地方公共団体に対して技術的支援を積極的に推進。

重点的な取組① 計画策定に係る中・長期的なアドバイザー派遣

【背景】

- 流域水循環計画作成は、計画内容も多岐で、1～2年の検討が必要。
- 地域で計画作成の中心になれる人材がいない可能性。

【方針】

- 流域水循環計画を作成しようとする地方公共団体に対し、例えば、流域水循環協議会の一員等として、最大2年間で6回(年間は3回)^{※1}、同一のアドバイザーを派遣。
- これにより、計画作成に対し、これまで以上にきめ細やかな技術的な支援を実施。



※1: 他律的な理由等により、上限以上が必要な場合は、個別に相談してください。
※: 水循環アドバイザー制度は計画作成後の、運用等にも活用が可能です。
※: 上記、利用回数の上限は、予算や応募状況等により、変更となる可能性があります。

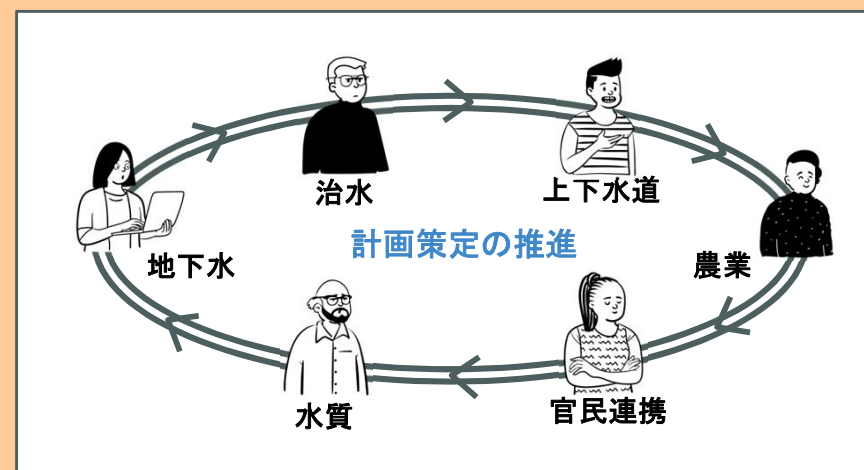
重点的な取組② 複数人のアドバイザーが連携した支援

【背景】

- 流域水循環計画に係る施策は多岐。
- 計画策定時は、地域の課題に応じた様々な分野の技術的助言も重要。

【方針】

- 流域水循環計画を作成しようとする地方公共団体に対し、2年間で6名(年間は3名)^{※1}のアドバイザーを、順次派遣。
- これにより、様々な分野の技術的助言を可能とする。



活用イメージ

- 「先進的な流域マネジメントに関するモデル調査」(平成28年～30年度)やヒアリングなどで得られた流域マネジメントのノウハウを「手引き」や「事例集」として作成・公表
- 自治体への配布、HPへの掲載などを通じ、「手引き」、「事例集」を紹介し、「流域水循環計画」策定を支援。



流域マネジメントに取り組むメリットや、協議会の設立、計画策定から資金確保に至るまで完全網羅
(R6.1改定)

流域マネジメントに取り組んでいる団体の具体的な活動事例を通じて、成功のための「鍵」を解説
(R4までで作成を完了)

- 「流域マネジメントの手引き」は、流域マネジメントに関するノウハウを実務者向けに取りまとめたものとして、平成30年に策定。水循環基本計画の改定等を踏まえるとともに、流域水循環計画は、令和5年3月時点で69計画となっているものの、更に展開させるために見直しを行ったもの。
- 手引きの見直しに当たり、以下の観点を改定のポイントとした。
 - ①流域治水、②企業等との連携、③水循環の評価指標・評価手法の活用を充実、④他計画を活用した流域水循環計画の作成。
 - ④流域マネジメントのメリットを拡充、⑤流域水循環計画のひな型を例示、⑥本編はノウハウを中心とし、具体的事例は参考資料編へ記載。

新しく充実させた内容

流域治水

- 水循環基本計画の一部見直しで流域治水に関する取組が追加されたことを踏まえ、流域治水の取り組み推進、流域水害対策協議会や流域水害対策計画等について記述。

企業連携

- 流域マネジメントへの多様な主体の参画、健全な水循環の維持・回復に興味を有している企業等の流域マネジメントに関する理解を促す観点から、企業等との連携について新たに記載。
- 記載に当たっては、流域マネジメントに関する取組という観点だけでなく、企業側の観点も考慮。

評価指標・評価手法の活用

- 令和4年9月に水循環の健全性や流域マネジメントに係る取組みの効果等が見える化する「水循環の健全性・流域マネジメントの取組の効果等」「見える化」する手引き」を公表したことを踏まえ、流域水循環計画の進捗の評価や見直しに活用することを記述。

他計画を活用した流域水循環計画の作成

- 他の法律も踏まえた計画に必要な事項を記載し、事務負担軽減を行いつつ、流域水循環計画を作成可能な事例を紹介。
- 計画内の関連法令に「水循環基本法」を明記し、「流域水循環計画」に該当する施策を明記することで、関係者の理解促進や内容の充実につなげる。

改善した内容

流域マネジメントのメリット

- 流域マネジメントに取り組んだことによる成果について、若い世代の参加や企業に対する評価向上を追加し、「健全な水循環の維持・回復の推進」と「流域マネジメントによる効果」に分類し、拡充。

流域水循環計画の作成（ひな型）

- 流域マネジメントの核となる流域水循環計画の策定を効率よく進めていく観点から、参考としてひな型を例示。

構成の見直し

- 本編には、流域マネジメントのノウハウを中心に記載し、具体的な流域マネジメントの事例や参考情報は、地域振興や地下水に関わる情報を追加・更新した上で参考資料編に記載することで、手引きを見やすく・使いやすくした。

評価指標・評価手法

- 水循環の健全性や流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」するため、健全性や取組の効果の評価する指標（評価指標）の決め方や、評価するための手法（評価手法）として階層分析法（AHP）の計算方法等を説明。
- 令和4年9月に初版を公表、令和5年3月に地下水の健全性等の評価に際して参考となる事項についての検討を追加した第2版を公表。
- 令和6年1月に、アンケートにより見える化した取組効果と現状の定量状況を比較評価する方法について一部見直しを実施。

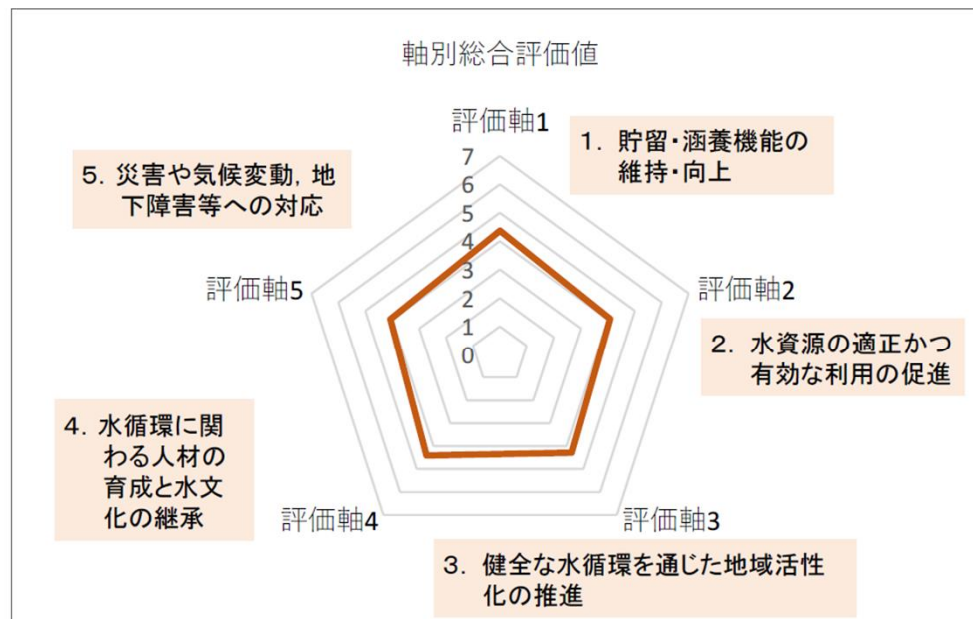
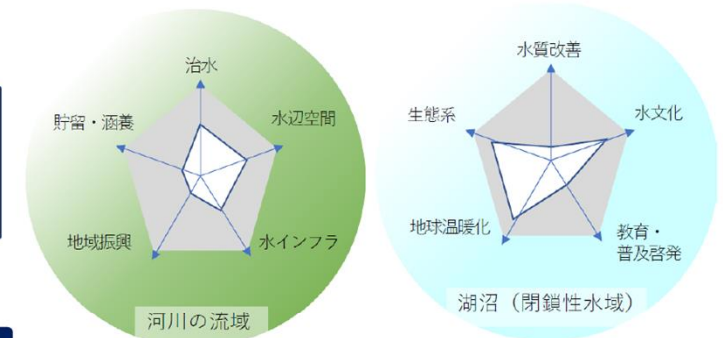


図 3 軸別総合評価値のレーダーチャート

レーダーチャートによる「見える化」

- ・ カテゴリーを評価軸として設定
- ・ 流域の課題や形態に応じて適切に評価軸を選択
- ・ カテゴリー間の達成状況の比較が可能



流域水循環計画 公表51計画の施策・活動

計画の分類	水質改善	水利用	湧水保全	地下水	水インフラ	地域振興	貯留・涵養 (水環境)	治水	生態系	水辺空間	水文化	地球温暖化	普及啓発・教育	国際連携	人材育成	その他	
該当計画数	39	24	17	23	14	18	34	19	21	35	33	20	8	34	－	13	15

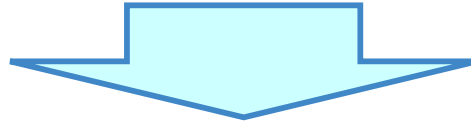
多様な課題への対応が必要

※重複計上あり

図 4 評価軸（カテゴリー）ごとの評価値とレーダーチャートによる見える化

4. 地方公共団体からの相談窓口の設置

内閣官房水循環政策本部事務局は流域水循環計画の策定に向けた**協議会の設置から流域水循環計画に基づく取組の推進までの水循環施策全般**に関して技術的内容に関する支援を行う相談窓口を平成29年1月に開設



内閣官房水循環政策本部事務局の役割

地方公共団体からの問合せ窓口となり、各省支援内容に該当しない事項に関する助言を行う。

また、各省の個別の支援内容に該当する場合は、**各省に取り次ぎ**を行う。

内閣官房水循環政策本部事務局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館2階

TEL:03-5253-8389(代表)

(4) 流域水循環計画の情報提供依頼 【協力依頼】

(情報提供のお願い)

- ①地域における水循環の取組を推進するために策定された「水循環に関する計画等」のうち、平成27年7月に策定された「水循環基本計画」に基づく「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等があれば情報提供していただきたい。

既存の「水循環に関する計画等」が「流域水循環計画」に該当するか否かは、「チェックシート」で判断することが可能です。

- ②流域水循環計画の策定に向けて設置した「流域水循環協議会」の概要等について情報提供していただきたい。

水循環基本計画(平成27年7月)が閣議決定される前に策定された「水循環に関する計画等」の検討にあたった協議会等を含みます。

詳しくは、

「令和6年度 水循環に関する計画等の情報提供への協力をお願い」(令和6年5月7日付内閣官房水循環政策本部事務局事務連絡)をご覧ください。

不明な点は、内閣官房水循環政策本部事務局へ連絡をお願いします。